

茨城町自転車活用推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）の基本理念に基づき、茨城町の実情に応じた具体的な目標や施策等に関し、茨城町自転車活用推進計画を策定し推進するため、茨城町自転車活用推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 自転車活用推進計画の策定に関すること。
- (2) 自転車ネットワーク計画の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 有識者
- (2) 関係機関及び関係団体の者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、会議終了の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の中から町長が委嘱し、副会長は、会長が委員の中から指名した者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 協議会に関する庶務は、町長公室地域政策課及び都市建設部道路建設課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。